

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添1のとおり</u></p>	<p>別表2 接続形態 2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添2のとおり</u></p> <p><u>附 則（平成28年8月30日東相第16-00040号）</u> <u>この改正規定は、平成28年8月30日から実施します。</u></p>

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-6	当社	中継事業者及び当社等	PHS事業者

第 2 表 (参考)		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 3	中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)	

別添 2

2-2 DSL回線以外の接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第 1 表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-6	当社	中継事業者	PHS事業者
		中継事業者及び当社等	

第 2 表 (参考)		第 3 表	第 4 表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 3	中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)	中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)	